

令和5年8月2日

監査委員決定

令和5年行政監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和5年監査基本計画に基づき、令和5年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

公の施設の指定管理（利用者ニーズに応える施設の管理・運営）

2 監査の目的

都では、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）をはじめ、さまざまな条例（注）、法律の制定、改正を受け、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めている。「未来の東京」戦略においても、「段差のない社会」の実現が掲げられ、ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組を強化するとされている。

このため、都が保有する各種施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」に焦点を当て、指定管理者により管理・運営されているこれら施設が、バリアフリー等の視点から、利用者ニーズに答えているかについて監査を実施する。

（注）高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号、建築物バリアフリー条例）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号、障害者差別解消条例）、東京都手話言語条例（令和4年東京都条例第110号）など

3 監査の対象局、団体及び施設

施設	団体（指定管理者）	局
東京体育館	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	生活文化 スポーツ局
東京武道館		
有明テニスの森公園テニス施設	有明テニス・マネージメントチーム	
都営住宅(10団地程度)	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
都立産業貿易センター浜松町館	公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局
都立産業貿易センター台東館		
都立多摩産業交流センター	多摩産業交流センター指定管理共同企業体	
公園・霊園(合わせて5園程度)	公益財団法人東京都公園協会	建設局

上記のほか、指定管理者制度の所管局として総務局を対象とする。

4 監査の対象範囲

- (1) 主として、令和4年度を対象とし、必要に応じて指定管理者の募集・選定に係る事務も対象とする。
- (2) 指定管理者に対する業務委託についても必要に応じて対象とする。

5 監査の着眼点

- (1) 利用者の視点に立ったサービスの提供ができているか
 - ア 利用者への情報の提供・発信を適切に行っているか
 - イ オンライン申請等のデジタル技術等を活用したサービスや手続が推進されているか
- (2) 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか
 - ア ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組（東京2020大会に向けた施設整備を含む。）が行われているか
 - イ 外国人、障害者、高齢者、子供、LGBTQなど、利用者の多様性を踏まえた配慮がされているか
- (3) 利用者施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営か
 - ア 利用者サービスの検証・分析やサービス向上に向けた取組が行われているか
 - イ 利用状況の向上に向けた取組が行われているか
- (4) 施設の管理・運営が適切に行われているか
 - ア 協定及び事業計画等に沿ってサービス及び業務管理が適切に提供されているか
 - イ 利用者の安全確保や都の事業・施策を踏まえた管理運営が適切に行われているか

6 監査期間

令和5年9月4日（月曜日）から令和6年2月1日（木曜日）まで（講評を含む）

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。